

村上市地域公共交通活性化協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条第4項の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項及び組織)

第2条 分科会の名称及び協議事項は別表に掲げるものとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。

(分科会長)

第3条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会を掌握する。

(会議)

第4条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

(関係者の出席等)

第5条 分科会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は村上市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 分科会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
生活交通確保・バリアフリー対策分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地の交通手段の確保 ・誰もが移動しやすい公共交通の体系化 ・車両や駅周辺等のバリアフリー化 等
地域活性化・公共交通利用促進検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通による中心市街地の活性化 ・車から公共交通への利用転換の促進 ・公共交通利用補助制度の検討 ・公共交通利用促進PR手法の検討 等
輸送サービス向上・安全円滑化分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公共交通資源の有効活用 ・効果的な運行路線の再編 ・交通渋滞の緩和対策 等
福祉輸送サービス検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、要介護者、高齢者向けの輸送サービス ・NPO等との連携 等
運賃等協議分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金 等 ・利用者等の意見を反映させるために必要な措置